

「台湾公学校国語教授要旨」について

渡 邊 了 好

1 序

本稿の表題は「『台湾公学校国語教授要旨』について」であり、その目指すところは、本稿を、日本が国家として組織的に行う日本語教育における日本語授法の役割はどんなものかを問おうとする企図の、第一歩とすることである。

この論稿を日本語教授法の研究として見れば、日本語教授法研究の最も基本的な部分を構成する研究であると私は考えている。

しかし現在のところ、日本語教授法の研究においてどのような課題が基本的であるのかについての、自明の共通理解というものがあるとは言い難い。

従って、この企図の第一歩を踏み出すということは必然的に、ここに提出する問い合わせが、日本語教授法研究という分野の少なくとも基本的課題の一つであることを述べるところから本稿を始めることになるのである。

本稿が日本語教授法研究の基本的研究課題に含まれるものとして提出するのは「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育の教授法はどのようなものであるべきか」という問いである。

この問いに接した今日の日本語教授法研究者からは、様々な反応があることが予想される。

①まず、現在の日本人研究者の中からは、このような問い合わせが現実的に意味を持つような状況があるのか、あり得るのかという疑義が出るのは当然のことと、私は考えている。また、このような問い合わせが何故、日本語教授法研究の基本的課題という程の価値を持つのかという疑義も発せられて当然であると思う。

まず、この「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育」ということを考

えることに現実的意味があるのかという疑義に答えようと思う。

旧台湾と旧朝鮮において日本語教育が行われたことは誰にも否定しえない事実であろう。それでは、そこで台湾総督府、朝鮮総督府によって実行された日本語教育は、誰によってどんなふうに実行されたと表現すればよいのであろうか。旧台湾と旧朝鮮で行われた日本語教育を表現するしたら、「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育」という表現しか適當な表現はあり得ないのでないだろうか。そのことを想起すれば、「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育」を考えることに現実的意味があることが理解できるであろう。このことが理解されれば、旧台湾、旧朝鮮で行われた日本語教育の実態の研究は、日本語教授法の研究の上からも重要であることもまた理解されるであろう。

②次には、どんな次元で行われる日本語教育であれ、そこで誰かがある方針に従って日本語教育全体の教授法を選んだり、なにより適、不適を判断したりできるのか、また、適、不適を判断することに意味があるのか、という疑義があろう。

日本語教育全体の教授法を選んだり適、不適を判断したりできるのか、また、適、不適を判断することに意味があるのか、という問い合わせは有って当然であろうと思うが、この疑義にも私は、旧台湾と旧朝鮮の日本語教育の歴史の実例によって答えることにしたい。適、不適を選んだり、判断したりすることが、本来できても本来できなくても、その選択や判断に意味が有っても無くとも、日本人は既にこの問い合わせを日本語教育のあるいは日本語教授法研究上の重要な課題と認めていたとは言えるのである。そのことは、最も古くは、明治三十三年（1900年）に、台湾総督府が、日本語教育の実践的指針である「台湾公学校国語教授要旨」を公にしたことによって知ることができる。この「台湾公学校国語教授要旨」こそ「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育の教授法はどのようなものであるべきか」という問い合わせに対する日本人の最初の答え以外のなものでもないからである。

以上のような筋道で考えると、「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育の教授法はどのようなものであるべきか」を問うことは荒唐無稽なことではない。ただ、この問い合わせが荒唐無稽に受け取られることがあるとしたら、昭和二十年以降現

在に至るまで、このような形で日本語教授法のありかたを問うことがなかったからであると思われる。このような形で日本語教授法のありかたを問うという考え方をしなくなってしまったからである。そのような考え方をしなくなった理由は、日本が国家として組織的に行う日本語教育における日本語教授法の役割が何であるかを解明するという、本稿に始まる一連の論稿によって明らかにされるであろう。「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育の教授法はどのようなものであるべきか」という問い合わせの解明は「台湾公学校国語教授要旨」の研究から始められなければならぬということを述べるのが本論稿の目的である。

2 現在の日本語教授法研究は本稿の問い合わせをどうあつかっているか？

現在の日本語教授法研究は「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育の教授法はどのようなものであるべきか」という問い合わせをどのように扱ってきたかについて考えることにするが、昭和二十年以降の研究で、直接この問い合わせに答えた研究は無い。上記の問い合わせを日本語教授法研究における基本的課題とする本稿の立場からは、基本的課題の追及が欠けていたということになる。本稿が求める問い合わせに直接答える研究がないのでその問い合わせの周辺部をめぐる研究について述べることにする。

現在の日本における日本語教授法研究が問い合わせの周辺部をめぐる研究であるとはどういうことであるか述べることにする。

「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育の教授法はどんなものであるべきか」に関わらず、今までに公けにされた、日本語教授法の教科書、日本語教授法に関する研究文献には、明確に応えようとしない問題がある、あるいは、ある問題の周囲に霞がかかっているかのように曖昧なままにされていると、私は二十年近くに渡って感じ続けてきた。日本語教授法という分野にとってはきわめて重要な根本的な問い合わせであると感じるにも関わらず始めのうちは、それが何に関する問い合わせであるか明確には分からなかった。

やがて、それらの問い合わせの姿は少しずつ明らかになって来た。このことはこの章の

論旨は深く関連するので、それがどういう問い合わせであったか述べてみたい。それを言葉にする方法は一通りではないであろうが、可能な言い方のいくつかで言い表せば、「現在、日本語を外国語として教授するということは日本および日本人にとってどういう意味があるのか」あるいは、「現在、日本語を外国語として教授するのは日本および日本人のどういう目的を達成しようとするためなのか」、「現在、日本語を外国語として教授している自分がやっていることは日本および日本人にとってどんな意味があるのか」というような問い合わせであることが分かった。これらの問い合わせは全て、「国家としての日本」、「文明の共同体としての日本」の日本語政策とそれを実行する「一員」の間の関係に関する問い合わせであった。問い合わせの中味を上のような言葉にして、日本語教授法の教科書、日本語教授法の文献を見直すと、内容はともかく、これらの問い合わせに全く答えていないわけではないことが分かった。多くの日本語教授法の教科書の第一章は「日本語教育の意義目的」からなっているのであった。一例として手近にあった『日本語教授法』、木村宗男・窪田富男・阪田雪子・川本喬共編、おうふう刊、1998年版を見ると、やはり第一章は「日本語教育の目的と方法」となっているのである。

「日本語教育の目的と方法」という題から上記のような問い合わせに対する答えを期待して中を見ると次のような内容であることが多い。

日本語教育の意義

…前略…日本語教育の意義は、一言で言えば、世界の繁栄と平和にどれだけ寄与できるか否かにかかっている。従って、日本語・日本文化を外に向けて学びやすくするための努力はありのままの日本を理解する者を増やすことであるとともに、日本人が自らを見つめ直し、外からの忌憚のない批判を受け入れ、かつ正当な主張のできる精神を養うことを意味している。このことは同時に日本人も他民族の言語・文化を学び理解する必要を教えている。

上記『日本語教授法』第一章p9より引用

これらの引用からも、何故私が、教科書や教授法研究の文献がそれらの問い合わせに答えようとしていないと感じたり、これらの問い合わせの周辺に霞がかかっているように感

じたのかは明らかであろう。やはり日本語教育が国家の事業であるという核心部を避け、問題の周辺部をめぐっているだけなのである。^(注1)

更に一例、現在の教授法教科書がこの問題をどのように扱っているかを見ておくことにする。国際交流基金教師用日本語教育ハンドブック7『教授法入門』より関係必要箇所を抜粋引用すると以下の通りである。引用箇所は上の例より、教授法の具体的な方法にふれた内容である。

第1章「外国語としての日本語の教育」

1 日本語教育と国語教育

…前略…「日本語教育と国語教育とはどう違うか」ということは「外国語としての日本語の教育と母語としての日本語の教育とはどう違うか」ということである。同じ一つの言語を「日本語」として扱うか、母語として扱うかという違いの現われと見ることができる。

2 外国語学習と母語学習—成人の外国語学習は不利か—

…前略…日本語教育と国語教育とでは、どちらが教師にとって難しいかといった比較はできないが、少なくとも言えることは、外国人に教えるのは易しいとは言えない、ということである。ことに日本語を母語とする教師の場合、日本語教育の教育内容のレベルは国語教育より低いという偏見を抱いて、安易な態度で日本語教育にたずさわろうとするのは絶対に間違いである。

日本語教育は外国語教育の一つであるが、それは国内の他の外国語教育とは異なる様相を呈するのである。と言うのは、国内の外国語教育では、学習者の母語が日本語というひとつの言語であるけれども、日本語教育では、学習者の母語の種類が多い。しかも、母語を異にする学習者を同一クラスの中で同一テキストを使って教えなければならないことが多い。そのために、国内の日本語教育では、種々難しい点があるので、授業にも工夫を要するのである。その点は、外国でその国の言語を他の国の人々に教える教育と相通じるものがある。…

後略…

3 外国人にとっての日本語—日本語は難しいか—

…前略…外国人に日本語を教える場合の基本的な問題として、二つのことが考えられる。一つは、その学習者の母語と日本語との間に見られる相違点を教えることと、そのような相違点のある日本語の運用をどのようにして教えるかということである。もちろん、相似点のある場合もあるが、学習のために、より重要なのは相似点よりも相違点である。

そこで、教える側にとっては学習者の母語と日本語との対照研究が重要課題となってくる。その成果を前提として日本語教育が行われなければならないのであるが、残念ながら、現在日本語を学習している世界各国の人々のすべての母語との対照研究が十分になされているとは言えない。…中略…

また、既成の教材の中には、言語学的な対照研究を取り入れたいというよりも、単に母語による解説や訳文を付したにすぎないものもある。教科書作成の際、教授項目の設定・配列の段階から対照言語学の成果を取り入れた母語別教材を整備することが、これから日本語教育の重要課題である。

対照研究に基づく母語別教材を使用して教える場合でも、教える者が相手の母語に通じていることが望ましい。それは教えるときに、相手のことばを使うためというのではない。そのことばの構造を知っていて、日本語とのあいだの構造上の相違についての知識を持つことである。ところが、相手の母語といつても千差万別であるから、いま世界で日本語を学習しているすべての外国人の母語に通じることは個人としてはまず不可能であろう。そこで少なくとも、自分の教える相手の母語についての知識はもうよう努めなければならない。

…後略…（傍点は引用者）

第2章「教授法の前提」

1 教授法の前提条件

（1）誰に教えるのか

教授法を考える上で、その前提条件となるのは、「だれに教えるのか」と「何を教えるのか」とである。…中略…

（3）何を教えるのか

…前略…日本語教育で教えなければならないのは、日本語の規範と運用であるということができる。…後略…

傍点部の主張は一方的な日本語教育から一歩も二歩も踏み出した主張であると言える。しかし、教授技術としての相手の母語の知識の有効性を述べているので、相互理解という観点から教授法の転換を述べているのではないと考えられる。

3 現代の教授法研究の何が問題なのか？

(1) 最大の問題は一言でいうと時代の変化に即して、国益にかなう日本語教授法を日本語教師に提供していないということである。

明治三十三年（1900年）に台湾総督府が、日本語教育の実践的指針「台湾公学校国語教授要旨」を公にしてから約百年が過ぎようとしている。昭和二十年、日本の連合国に対する敗戦にともない、当然のことながら「台湾公学校国語教授要旨」は台湾での使命を終えた。日本国内の日本語教育機関では、平成十年の今日も、日本語と日本しか知らない、知ろうとしない大多数の日本人日本語教師達によって、直接教授法による日本語教授が行われている。私はそのような教室で行われている日本語教授は「台湾公学校国語教授要旨」の日本語教授の精神と方法の実践であると考えている。

「台湾公学校国語教授要旨」そのものを資料として次に示す。同時に何故そのようなことが起こるのかその原因を述べる。

(2) 「台湾公学校国語教授要旨」とはどんなものか？

フランス人グアンの言語教授理論からの5原則に基いている。

第一 言語を発する前に觀念を作る

第二 言語を発する前に聴覚を修練する

第三 実物実際についての自他の動作身振り場合い等を通して理解され、觀念と結合する

第四 発する言語は実際の必要に従い、身近なものから遠いものへと及ぶように

する。

第五 具体的に学び、動詞形容詞も必ず名詞、事物の観念に結び付けて学ぶ。

これら五原則を教室での具体的な手順にしてしめしたものを次に示す。

- ①教師自ら動作する。
- ②生徒自ら動作する。
- ③教師、自ら動作しながら発語する。
- ④生徒の動作するのと共に教師発語する。
- ⑤生徒教師の発語をまねて発語する。
- ⑥生徒、自らも動作しながら発語する。
- ⑦教師、動作を示しながら生徒に発語させる。
- ⑧生徒、自他の動作を離れ記憶によって発語する。
- ⑨生徒、教師の命令を聞いて動作する。
- ⑩生徒、観念の順序によって発語する。
- ⑪生徒、相互に命令と応答を繰り返す。

更に教授の際、注意すべき事項として次のような事項がある。

第一 なるべく翻訳によらず、観念を直接に日本語に結び付けること。名詞は実物を示し、動詞は実際の動作を示す。

これは文字通り現在のどこの日本語学校でも行われている直接教授法そのものであるといえよう。現在の日本で、日本語と日本文化しか知らない直接教授法で日本語教授を行っている日本人日本語教師達の大半は、「台湾公学校国語教授要旨」を読んだことがないばかりか、その存在すら知らない人々であるにもかかわらず、ほとんどが「台湾公学校国語教授要旨」の精神を体現した授業をしているのである。

「台湾公学校国語教授要旨」の思想は現在多くの国内日本語教育機関で働く日本人日本語教師の行動を呪縛していると言えよう。日本人教師たちは、「台湾公学校国語教授要旨」を読み、その思想を学んで行動しているのではない。「台湾公学校国語教授要旨」の思想を無意識に身につけ、自然に行動しているのである。

(3) 現在も国内の日本語教育が「台湾公学校国語教授要旨」の精神で行われてし

もう理由はなんであろうか。それは「台湾公学校国語教授要旨」の精神とその教授の実態を自覚的に把握していないからであると考えられる。

関正昭氏のように、昭和二十年以前は「『侵略的』普及教育の時代」であり、同じく昭和二十年以降の戦後は「国際交流のための日本語教育の時代」となったという主張がある。^(注2) しかし関氏の主張する「侵略的普及教育の時代」の「侵略的」、「普及教育」の二つの語の定義が明確でないため、何を指して「侵略的」、「普及教育」と言うのか明確でない。関氏は「霸権主義」という言葉も使っている。現在の英語国民が行っている英語政策には、この「侵略的」、「普及教育」、「霸権主義」は当てはまらないものなのかどうかが私が最も知りたい点である。

昭和二十年の敗戦を契機として、国家としての日本は、「植民地」を放棄し、憲法を改めた。このことを指して、日本が「平和国家」として再出発したと説明されることがある。それでは「平和国家」以前の日本は何であったのか？「軍国主義」の国であったのか、あるいは、「侵略国家」であったのか、そのような、いくつもの規定の内どれが妥当であるのか、あるいはどの規定も妥当でないのか、それを定めるのが本論の目的ではないのでその議論はひとまずおくが、ある国家の対外的性格の規定があるとしたらそれは、自国の言語政策という観点から見て重要な意味を持つと私は考える。

対外的に「平和国家」とは何であるのか、昭和二十年以前の日本は何であったのか。言語政策だけはその変革をすり抜けてしまった。

昭和二十年以前とそれ以後の言語政策の変化を見ると、台湾、朝鮮での学校教育の中で行われた年少者からの体系的日本語教育は無くなった。それは何故なのか？これは愚問であるために問うものもないが日本の連合国に対する敗戦の結果である。しかし、このとき、言語政策と教授法を一体のものとして考えていなかったために、その日本語教育の現場で行われた教授法は変化しなかったのである。

昭和二十年を契機として、日本語教育の政策も、当然のこととして「侵略国家」にふさわしい政策から「平和国家」にふさわしい政策へと転換するべきであったのではないか。これは久しい間私が疑問に思っていたことである。

閻氏の主張は日本の対外姿勢が変わり日本語教育も変わったという主張であるが日本語教育の何が変わったというのか明らかではない。私は、教材と教授法にその国の対外交渉思想が現われると考えている。私のこの考えに照らして考えれば、対外姿勢が変わったら、教材も教授法も変わらねばならない。

先に述べた「台湾公学校国語教授要旨」の実例を見れば現在の多くの日本語教育機関で行われている直接教授法との類似、一致は明らかであるから少なくとも教授法は変わっていないのである。

「台湾公学校国語教授要旨」にも現在の多くの日本の日本語教育機関での授業にも、相手の母語に対する配慮が見られないことを思えば、2に傍点を付して引用した教師に相手の母語の知識に基づく授業を要求するのは教授法の革新と言える。しかし、この主張は多くが生かされているとは言い難い。昭和二十年以前もそれ以後もわが国の日本語教育は、日本人から外国人学習者への一方通行の普及型が一般的で、日本人と外国人の相互理解型の学習方法を開発して実践している教室は例外であるという点で、連続しており変ったところはないというのが私の見方である。

教授法は、教師と学習者がどのような人間関係で教室内で行動するかを規定するものである。教材は教授法に付随する要素である。この教師と学習者の行動の規定という観点から見ればオーディオ・リンガルメソッドも、コミュニケーション型・アプローチも日本人から外国人学習者への一方通行の普及型の日本語教育である点で変わりはない。コミュニケーション型・アプローチの見地からは、学習者と学習援助者（教師）が日本語で対話をを行い学習者の文化についても学ぶから相互理解になるとという主張がある。^(注3) しかし、学習援助者が日本語を通して学習者の文化を学ぶ限り一方通行であることに変わりはない。

ここでの異文化理解は日本語を使っての方法としての異文化理解であるから自分は変わらない。変るのは相手だけだ。日本語の教室を巢だつて数年経ったときの学習者と学習援助者を比較して見るという思考実験を行ってみればよい。学習者がベトナム人であれインドネシア人であれ、日本の大学を卒業していたら学部に関係なく日本についての知識、日本語とも日本語の教室にいたときとは信じられないほどの

進歩を遂げているだろう。一方、学習援助者の方はどうか？日本語を使ってということだから言葉の知識は度外視しても、学習援助者のベトナムについての知識あるいは、インドネシアについての知識はどうであろう。学習者の日本理解と比較にならない低い水準にあるのであれば呼び方が学習援助者であろうと、その学校で教師をそう呼んでいるだけのことには過ぎない。

私が主張する「相互理解のための言語学習」には「学習援助者」のような名付けはいらない。教室内にいるのは日本語の教師である。

私が問題にするのは学習者の持つ価値観に対する教師の態度である。学習者の価値観に共感を感じるか否かである。

この章のまとめとして、何故現在も国内の日本語教育が「台湾公学校国語教授要旨」の精神で行われてしまうのかを述べる。日本の敗戦が日本の国際社会での立場を変えてしまったことと、日本語教育の方法である教授法を普及型から相互理解型（関氏の国際交流型）へと変化させることができることが意識の中で結び付いていないからである。

対外政策が変われば連動して教授法も変わるという意識が無いからであろう。

つまりは、「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育の教授法はどのようなものであるべきか」という発想が意識されていないからだということになるであろう。

現在の日本語教授法の問題は、日本語教授法を研究する日本人研究者の多くが日本語教育が、一つには日本という国家の、もう一つには日本という文化を内に持つ人々の文明共同体としての、対外折衝の一部であるという考え方を持っていないことである。

政府を始めとする各々の国の公的機関が、外国人に自国の言葉を教授する、または外国人に自国の言葉を学習する機会を提供することは、どんなに控えめに言っても慈善事業ではない。自国の安全保障のための文化（思想情報）戦略の一端を実行する政治的行為である。個人的に隣人になった外国人に頼まれて自国の言葉や文化を教えるという場合とは違う。

多くの日本語教授法を新たに提案して来た研究者たちは、何故か自らの日本語教師としての日本語教育の実践が国家の文化（思想情報）戦略の一端を担っている行為であることに触れようとしないし、日本語教育が外交政治の一部であるという認識を基礎に置いた研究をしない。私は、教師として日本語を学ぶ人々と共にいるという行為自体が、日本の国益に深く結び付いた行為であるという認識から教授法を考えて来た。

現在の多くの日本語教育機関の日本語教授のありかたが、「台湾公学校国語教授要旨」の日本語教授のありかたに酷似しているもう一つの理由は、昭和二十年以降に、日本語教授理論の面でアメリカ合衆国の影響を多く受けたことも上げができる。アメリカは他の英語使用国と共に、自国語が世界共通語になる可能性のある国家である。アメリカで開発された方法がアメリカ人によって「国家によって組織的体系的に行われる英語教育の教授法はどのようなものであるべきか」を考えて開発されたアメリカ合衆国に必要な英語教育の見地からの方法だとしたら、その方法を借りて日本語教授を行えば相互理解型にはならなくても不思議はない。

4 日本語教授法研究者は何をなすべきか？

「国家によって組織的体系的に行われる日本語教育の教授法はどのようなものであるべきか」という問い合わせるために答えるためには、日本が国家としてこの問い合わせに答えるべく考えた時点に戻り、そのときから今日までの道のりを意識的にたどる必要がある。それは最も古くは「台湾公学校国語教授要旨」の時点であるから、「台湾公学校国語教授要旨」が作成される過程を、対外政策と日本語政策と日本語教授法を一連のものとして見る見方でたどる必要がある。グアン方式教授法を採用したことの是非は論じるべきだが、その選択は日本語教授法を日本語政策と連動させて考えた結果であったことは疑いようがないからである。

平成十年、日本は、精神的にアメリカ合衆国の一州であるかのような状態を続けている。精神のアメリカ合衆国化の内、もともと無理な部分を冷静に無理と認めら

れるのか、政治的には当然果たすべき自己責任を果たすのか、そしてそれを日本語教授法の形で日本語教育に反映させられるのかの岐路に立っていると考える。

注

- 注1 私が日本語教育の「国家の事業」としての側面に目を向けるのは、私が職業としての日本語教師の第一歩を70年代の韓国で始めたことと関係がある。当時の韓国では頻繁に「国威の宣揚」という言葉が使われており、韓国語と韓国文化の普及は「国威の宣揚」に結び付いていた。一方で、「日帝時代」の日本語教育は「日帝」が國家の総力を挙げて行った「民族抹殺政策」であったというのはいわば「常識」であった。そういう雰囲気の中で一層、上に引用したような内容を、抽象的で間接的であるよう感じたのである。
- 注2 参考文献22 関正昭『日本語教育史研究序説』1997 p 5
- 注3 参考文献11『対話からの異文化理解』倉地暁美

参考文献

- 1 『日本語教授法原論』山口喜一郎【著】新紀元社 1943
- 2 『日本語教授の領域』中村忠一【著】目黒書店 1943 日本語教育史資料叢書〈復刻版〉冬至書房 1997
- 3 『日本語教授実践』国語文化学会【編】国語文化研究所 1943 日本語教授法基本文献〈復刻版〉冬至書房 1997
- 4 『日本語教授の具体的研究』上甲幹一【著】旺文社 1948 日本語教育史資料叢書〈復刻版〉冬至書房 1997
- 5 『日本語教育の方法』田中望【著】大修館書店 1988
- 6 『日本語教育におけるコミュニカティブ・アプローチ』岡崎敏男・岡崎眞【著】凡人社 1988
- 7 『海外子女教育事情』カニングハム久子【著】新潮選書 1988
- 8 『新しい外国語教授法と日本語教育』高見沢孟【著】株式会社アルク 1989
- 9 『日本人の国際化』沢田昭夫・門脇厚司【編】日本経済新聞社 1990
- 10 『人間形成の日米比較』恒吉僚子【著】中公新書 1992
- 11 『対話からの異文化理解』倉地暁美【著】勁草書房 1992
- 12 『教授法入門』国際交流基金教師用日本語ハンドブック7木村宗男【著】凡人社 1993
- 13 『ニホン語の国際化—日本語学校の実情』今野康裕・堀建司郎【著】創現出版 1993
- 14 『移民社会アメリカの言語事情』ジェイムズ・クロフォード【著】 本名信行【訳】ジャパン タイムズ 1994
- 15 『実例で学ぶ誤用分析の方法』水谷信子【著】アルク 1994
- 16 『台湾万葉集』孤蓬万里【編】集英社 1994
- 17 『台湾万葉集物語』孤蓬万里【著】岩波ブックレット 1994
- 18 『海を渡った日本語』川村湊【著】青土社 1994
- 19 『アメリカの鏡・日本』ヘレン・ミアーズ【著】伊藤延司【訳】 株式会社アイネックス 1995
- 20 『植民地』20世紀の日本4マークピーティー【著】読売新聞社 1996
- 21 『日・韓の相互言語教育について（原文韓国語）』『金匡来教授追慕論文集』所集渡邊了好几 1996
- 22 『日本語教育史研究序説』関正昭【著】スリーエーネットワーク 1997
- 23 『南方特別留学生が見た戦時下の日本人』倉沢愛子【著】草思社 1997

- 24 『日本語教育21世紀への展望』日本語学1997年五月臨時増刊号【著】明治書院 1997
- 25 『日本語教授法』木村宗男・窪田富男・阪田雪子・川本喬【編】おうふう 1998
- 26 「伊沢修二と対訳法」日本語教育98号 近藤純子 1998／10

An interpretation of "Taiwan Kougakkou Kokugo Kyouju Yousi (台湾公学校 国語教授要旨)"